

Ⅱ 議会運営に関する意見、要望等

- (i) 議会基本条例に関すること
- (ii) 議会改革に関すること
- (iii) 議会報告会に関すること
- (iv) 議会活動に関すること

(i) 議会基本条例に関すること

○背景

角田市議会では、よりわかりやすい市民に開かれた議会を目指すとともに、分権時代にふさわしい議会のあり方や市政における議会権限の充実・強化を図るために、平成20年度より議会基本条例の制定に向けた様々な取組みを進めてまいりました。

本市の姉妹都市である北海道栗山町は、日本で初の議会基本条例を制定しました。それ以来、全国各地で議会基本条例の制定が相次いでいます。この条例は、議会と行政や市民との関係を明確にし、議会の役割を規定するものです。

その背景は、平成12年の地方分権一括法の施行にさかのぼります。自治体において、地方分権の実現へ向けた取組みを如何に実施していくのかが課題となりました。その取組みを進めるうえで、行政や議会の位置付けや役割分担を明確化する必要があったというのも、地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、自治体が行う事務は基本的に全て議会の権限の及ぶところとなったからです。その議会の役割を明確化する取組みとして脚光を浴びたのが、栗山町議会による議会基本条例の制定です。

栗山町議会は、議員の提案により議会基本条例を平成18年5月に制定し、自治体における議会の位置付けを明確化し、議会の運営について体系的に決めました。更に、この条例においては住民の議会への参加も重視され、参加を保障する規定も設けられました。栗山町の議会基本条例で特に注目されるのが、議会報告会実施の制度化です。これは、議員による説明責任を果たし、さらには住民と議員の議論を通して議会を活性化しようとする取組みです。全国の議会基本条例の内容をみると、どれもが栗山町の条例を意識したものとなっており、地方議会改革の先駆者として絶大な影響を与えています。栗山町に酷似する条例を制定したものの、運用面での問題から「絵に描いた餅」、「ニセ条例」と酷評される地方議会も現れました。

○これまでの取組み

本市においても、他の地方議会と同じように議会基本条例の制定について議論されました。議会基本条例を制定した当時の栗山町議会事務局長を講師に招き、勉強会も行いました。議員同士で協議し、議会としてまとめた結論が、「まずは実践。どんなものなのかやってみよう。」ということでした。その最初の取組みが、平成21年4月から始まった議会報告会です。開催した当初は、市民の皆さんから発言いただくことは「市政に対する意見・要望」が中心で、「議会のあり方や議員活動に関する意見・要望」は、ほとんどありませんでした。しかし、回を重ねることに市民の皆様も、「行政の役割」と「議会の役割」の違いについて理解され始め、最近では、議会としての機能を最大限に発揮してほしいとの激励のお声もいただいています。議会報告会は一つの例ですが、このほか「議員間自由討議」や「一般会議」も条例に盛り込む前にまずは実践として取り組んだものです。

「議員間自由討議」は議会が討論の場であることから、会議の中で議員間の自由討議を行い、共通認識や理解を深めることを目的に行われるものです。これまでは、提案された議案に対して議会側が市当局に質疑をし、それが終わると討論となり、「反対の立場」と「賛成の立場」の議員がそれぞれに意見表明し、その後採決をして可否を決めるというやり方でした。こうしたやり方の中に

は、議員同士で議論をするという場面がありません。そこで、質疑などで当局の考えを確認した後、討論に入る前に議員間で自由討議をしようということで作られたものです。この自由討議は、賛否を表明する必要はなく、また、結論を出すものでもありません。議案について深く理解し、議案の中の論点や争点を発見し、明らかにするためのものです。この「議員間自由討議」については、議会基本条例には、必須項目として定められていますが、実際に運用している議会は、そう多くありません。

また、「一般会議」は、市民の希望に柔軟に対応するために、議会と住民がいつでも意見交換することができる会議のことです。これは、議会への市民参加の機会を設けるとともに、多様な市民の意見を聴取して、そこから発生する市政上の課題に対応するための政策提案の拡大を図ることを目的としています。具体的な例としては、この夏の異常気象による米需給調整について産業建設常任委員会協議会の構成員とJAみやぎ仙南が、意見交換をしております。このように、団体・個人グループなどからご希望があれば、可能な限り対応したいと考えています。また、その時々市政上の問題によっては、議会からも声を掛け、市民の皆さんに出席していただくこともあります。

○今後の取組み

このようにして、角田市議会では条例に盛り込むべき条文をかみ砕いて、自分たちのものにした上で、その取組みを成文化してまいりました。議会基本条例〔素案〕が出来上がり、更にこれを市民の皆様に見ていただき、ご意見をいただいて、市民と一緒に議会のルールを作っていくことを目指しているのです。

「平成23年市議会だより新年特別号」では、議会基本条例の素案に対するパブリックコメントを実施し、更に2月5日・6日には議会基本条例制定に向けての地区説明会を開催します。議員が直接地域に出向いて、条例素案の内容を説明いたします。そこで出されたご意見等を踏まえ、条文内容を確定し、次回の定例会では議会基本条例を上程したいと考えています。

○議会基本条例に関するご意見・ご質問・ご要望

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>№1 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○議会基本条例は議会としてあった方が便利だと思う。</p> <p>○議員の中で本当に議会基本条例が無いとだめだと思っている議員は何人いるのか。</p> <p>○基本的に時間がない、3ヶ月後には決めてしまおう、12月1日に意見を募集して、ひと月半で締め切って、こんな大事なことを市民に投げ掛けて、こんな短い期間でよいのでしょうか。議会が本当に議会基本条例を必要と思うなら、も</p>	<p>○じっくりと時間をかけてということですが、現在、全国では200位の議会が本年度中に条例を制定し、又は制定しようとしています。時の流れではなく、基本条例を作る前に私達は一問一答方式や議会報告会などをやりましょうということで、これまで行なってきました。今ご意見いただきましたが、議員の中でも十分議論をつくしてきているのかと言われるとどうなのかなと思います。この事につきましては持ち帰り各議員に伝えます。</p> <p>○条例は当局が提案する条例と、議員が提案す</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>う少し市民に投げかけて議論を起こさせた方がよいのではないか、そこから本音の話が出てくる。先ほど議員からの説明で市民の皆さんは、議員はこういうことをやらしてもらえないかとか議会への不満を議員は間接的に感じていると思う。本当に生々しい事はこういう所では出てこない。もう少しじっくりと時間をかけて作るべきでないのか。</p>	<p>る条例とがあり、今回の議会基本条例は議員が提案者になって出すものです。もっと時間をかけて良いものにしてほしいということなので、そのようにしていきたい。角田市の議員の任期が来年9月なのでそれまで結果を出して行きたいという議員もいるし、慎重にという意見もあります。ざっくばらんに他の議員の方も話していただければと思います。</p> <p>○議員は議会基本条例の必要性を皆感じているのかについて、議会運営委員会の小委員会で議論を重ねました。その後に議会基本条例の内容や骨子を議員協議会において議員間で議論しております、必要性、不必要性の方も多々あります。しかしこれから議員になる方も含めて、議会の議員とはこういう姿でなくてはならないという部分では、ご理解頂く方も頂かない方も最終的には市民の皆様からこういう議員でなければならないというものにしていくのが議会の基本条例です。期間について、3月頃の上程で議決というのはいかがなものかについては、持ち帰りにさせていただきます。</p> <p>○市民の皆様からこのように議会報告会を行なった時に出た内容を、例えば地元の議員だけが知っているとか、そこに出た議員だけが知っているとかではなく一つ一つを議員同士で論議する、また重要性も含めて論議していくのが議員間討議です。参考までに12月9日に試行的に12月定例会の議案を議員間討議をします。いろんな議員の考え方を議員同士で当局を入れないうで行います。傍聴可能ですので是非ご拝聴下さい。</p>
<p>№2 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○市民からパブリックコメントの募集をするというがこんな専門的なことを投げかけられて意見出せる市民が何人いるのか。</p>	<p>○パブリックコメントの質問について、沢山の項目を掲げてあるものを見ながらやっていくのはとても大変だと思います。あらゆる方法で区長さんに意見を言ってもらおうとか、市長に直接</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>○制定する手続きについて、議会の取り決めに今回つくるが、いわゆる角田市の憲法のようなものだと思うが、どのような手順で決めるのか。市民の投票で決めるのか。先ほどの説明では議会の議決で決めるという説明があった。当局で作って当局で決めて、市民からのパブリックコメントで市民の意見を反映しましたというだけなのか。</p>	<p>意見を言ってもらおうとか、行政懇談会、パブリックコメントなどいろいろな方法がありますが、パブリックコメントが良い方、直接言ったほうが良い方といろんな方がいますが、これも皆様のご意見を聞く一つのかたちとしてとらえて頂きまして、議会基本条例の素案を全部ご覧にならなくても一部分だけでもご意見を言っていただいても良いかと思えます。それを全部載せる訳ではなく、その意見を参考にし、参考にならない場合は説明責任として返事をしなければいけないと思っております。パブリックコメントは最低一ヶ月、二ヶ月欲しいと思えます。12月～1月15日まで年末年始の本当に忙しい時期ですので考えないといけません。パブリックコメントの条件は最低一ヶ月になっているのでそれにのっとってしまっているかもしれない。色んな方法の一つですので使って下さいということです。期間については検討します。</p>
<p>№3 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○議会基本条例の中に市当局との協力体制というのがあっても良いと思う。市当局、議会が一体となり本市のまちづくり、市の発展のためにやっていくんだという文言がどこかにあってもいいと思う。市長と議会との関係のどこかに、当局と一体となってまちづくりのために寄与するとかあってもよいのではないか。</p>	<p>○要望として持ち帰ります。載るとすれば、「第4章 市長と議会の関係」で何らかの文言表現の部分だと思います。ここで一番重要なのは二元代表制の中で、結果として市民の皆様の為にならなければならないという意味です、この部分の文言表現は後で検討させていただきます。</p> <p>○少なくとも、条例をつくって持って来たのではないのです。条例を持ってくるということは何の為に市民の皆様にといい部分があると思う。議会基本条例の骨子を聞いて、今までの議会はこうだったからだめなんだ、という声を聞いて議員同士で何が必要なかを定める部分があります。</p>
<p>№4 【11月22日 藤尾地区】</p> <p>①基本条例の中で、委員会活動をするにあたって政策立案や提言を積極的に行うため、視察研修などを行っているようだが、どのような研修を行っているのか。</p>	<p>①各常任委員が説明。視察先、研修の目的、感想などを『かくだ市議会だより』に掲載しておりますので、ご覧ください。</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>②研修の成果を市民に公開し、政策立案や提案までしていただきたい。</p>	<p>②今後は市民の皆さんに広く公開し、一緒になって政策に反映させていきます。</p>
<p>N○5 【11月22日 藤尾地区】</p> <p>①議会基本条例の骨子案を作る際に、一般市民も入れて検討したのか。</p> <p>②議会基本条例を作るのはなぜか。自治基本条例のほうがふさわしいのではないか。</p> <p>③条例を作る時は、きちっとした反問権にした方が良い。</p> <p>④議会基本条例の素案を示してから、説明してほしい。でないと、市民は意見が言えない。ぼやけた話になってしまう。</p> <p>⑤今まで規則はなかったのか。なぜ、わざわざ議会基本条例を制定する必要があるのか。なぜ必要なのかを対比する説明があると市民には分かりやすいのでは。</p> <p>⑥この議会基本条例が出来ると、今までのことが大きく変わることはあるのか。</p> <p>⑦市制施行50年も経っているのに、なぜ議会基本条例なのか。先進事例は栗山町だというが、国からの指導があったのか。今になって、なにか落ち度が出てきたために作るのか。なかなか分かりづらい。</p>	<p>①今の段階では、入れてはいません。</p> <p>②自治基本条例は市民・執行部・議会すべて入れて作るが、議会基本条例は市民と議会の約束事。第5次長期総合計画の中には、自治基本条例を作るということは入ります。</p> <p>③究極の反問権は、財源の裏づけが必要となり、財政論議になります。</p> <p>④議会基本条例の素案が出来た段階で、パブリックコメントを実施します。</p> <p>⑤今までは地方自治法があり、会議規則などや申し合わせで会議を進めてきました。</p> <p>⑥中身（骨格）はそんなに変わりません。</p> <p>⑦市長からの提案の可否だけを判断するだけの議会ではなく、政策立案までも踏み込んだ議員活動をしようということです。</p>
<p>N○6 【11月24日 東根地区】</p> <p>反問権は大変良いことだ。市長と議員の活発な議論が生まれるのを期待します。</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>N○7 【11月24日 桜地区】</p> <p>2月定例会で試行を予定しているという自由討議のやり取りは、グループで行うのか全体なの</p>	<p>採決前に、自由討議の必要な部分を議場内で全議員による意見の出し合いを行う予定です。事</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
か。	前に会派内での議論などの準備は必要になります。傍聴を許可することになるでしょう。
<p>№ 8 【11月24日 桜地区】</p> <p>議会基本条例は、いつ頃制定する予定なのか。</p>	<p>来年3月に制定し、4月から施行したいと考えています。素案は角田市のホームページなどで発表し、パブリックコメントを行う予定です。皆様のご意見をお寄せください。</p>
<p>№ 9 【11月24日 桜地区】</p> <p>議員研修の充実強化や議会事務局の体制整備は、どのようにするのか。</p>	<p>若干の研修予算の確保と、現状でも手一杯の議会事務局の職員の増員です</p>
<p>№ 10 【11月24日 角田地区】</p> <p>最高規範性とはなんですか。</p>	<p>これが議会としての最高のきまりであり、議員としてのルールであり皆さんの声を集約した最高のきめごとであると考えています。</p>
<p>№ 11 【11月25日 北郷地区】</p> <p>仙南2市7町での議会基本条例の制定状況と、条例制定後ますます議員活動が忙しくなると思うが、今後どのように変わった活動が出来るのか知りたい。</p>	<p>蔵王町と川崎町は制定済みです。角田市の場合は、制定する前にまず外に出て議会報告会を始めようということで4回目です。議員同士で行う自由討議も制定前に試行したいと考えています。すでに制定している大きな自治体からも角田市の議会報告会の実施状況について視察に来ています。角田市議会の最高のルールを作って市民に約束することになるので、多くの情報や予算決定・執行権を持つ首長に対し議論するには、権限が無くても対等の力をつける努力が必要となります。</p>
<p>№ 12 【11月25日 北郷地区】</p> <p>議会基本条例が無くても議会報告会などの活動をやっているのだから、新たな条例は必要ないのでは。</p>	<p>選挙のたびに議員が入れ替わるので、誰が議員になってもこれだけは守ろうというものを形として残しておこうということです。</p>
<p>№ 13 【11月25日 角田地区】</p> <p>議会基本条例の内容は理解したが、高齢者でも理解しやすく、より具体的に解りやすい言葉で表現すべきではないか。</p>	<p>議会の在り方を活字にするとこのようになります。市民に解りやすい議会活動を進めるため定めようとしているものであり、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>№ 14 【11月25日 角田地区】</p> <p>内容的に、当たり前のことと思うが、議会基本条例を条例化し活動しようとする事について</p>	<p>各議員との意見調整を既に3回ほど行っており理解を得ていると思います。平成23年の3月に</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>は評価する。今後、確実に議会で可決できるのか。</p>	<p>議員提案として提出し可決されるものと考えています。</p>
<p>№15 【11月26日 横倉地区】 議会基本条例骨子案の「市長と議会の関係」の（４）議会の議決事項の追加とあるが、これまではどうで、今後、どのような議決事項の追加を考えているのか。</p>	<p>これまでは、予算、決算等当局より提出された議案を審議、討論し、表決してきました。長期にわたる計画や重要な事案についても議決事項に新たに加えたいと考えています。例えば、追加議決事項として、角田市都市計画・住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画等が考えられますが、どんな重要事案を追加していくかについては、今後、慎重に検討してまいります。</p>
<p>№16 【11月26日 横倉地区】 議会図書室の利用とあるが、市の図書館に併設し、市民が閲覧できるようにしてほしい。</p>	<p>今の議会図書室は狭い場所にあります。今後、市民にも気軽に利用できる議会図書室としていきたいという考えです。議員が使う図書室機能と市民もそれを利用できる図書室を考えているので、法律関係の図書類ですので、市の図書館と併設は難しいと考えます。</p>
<p>№17 【11月26日 横倉地区】 議会を２度傍聴した。国会の議論のやり取りが大変ひきつけられる。一方、市議会の議論はそうでもない。なかよしこよしの関係で、もっと、激しい討論をして欲しい。</p>	<p>10年前くらいまでは、質問し、答弁あり、再質問で留めていました。これでは議論がかみ合いませんし、深まりません。そこで、現在は、一問一答方式にし、議論が分かりやすく、深まっています。</p>
<p>№18 【11月26日 横倉地区】 議員からの提案が予算がついたものがあるか、これらをどう調整し、提案していくのか。</p>	<p>予算については、当局が提案してきますので、議員は予算を伴う提案はしてきていない。当局は、提案する。議員は審査すると一方的になっています。要望・陳情することが過去は多かった。一問一答方式で質問。または、会派による代表質問を実施。提案される前に、市民の要望を受けたものやってくれなければ承認しませんよということもできます。委員会機能では、議会報告会で①イノシン問題②農業の館問題③中心市街地の問題がよく出されます。この中味は民意だと考えます。これらの課題を長期総合計画の中に盛り込んで、市民の期待に応えてい</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
	きます。市民の声を委員会機能の中で強化していきたいと思います。
<p>№19 【11月26日 横倉地区】</p> <p>今までは地区の困りごとは、議員にお願いしていた。(イ) 議員にお願いすること (ロ) 行政区長経由で市役所に要望すること (ハ) 議会にお願いすること 使い分けはあるのですか。住み分けなどあるのですか。</p>	<p>以前は、議員は道路・側溝などいろんな事を頼まれて直接行っていました。ここ10年くらい前から財政が厳しくなり、地区の様々な要望を区長を通じて、地区振興協議会のなかで、優先順位をつけて当局に話を通す手順となっています。そのあと地区の議員と連携して進めてはどうでしょうか。</p>
<p>№20 【11月26日 横倉地区】</p> <p>今回のアンケートはパブリックコメントの実施とは同じなのですか。</p>	<p>別のものです。議会基本条例(案)を市民の皆さんに提案し、改めて、ご意見を伺う予定にしています。</p>
<p>№21 【11月26日 横倉地区】</p> <p>議会基本条例を制定することによって議会が活性化することは大いに歓迎する。これは角田市独自のものなのか。それとも県内、全国でサンプルとしたものがあったのかどうか聞きたい。</p>	<p>平成18年に栗山町で全国で初めて制定しました。全国で1,724の自治体で、制定している自治体は134にのぼっています。角田市は平成19年より検討してきました。条例化の前に、市民の皆様の前に出かけようということで昨年議会報告会を開催し、意見をお伺いしてきました。角田市議会版としては、先に条例文ありきではなく、皆さんのところにお伺いして皆さんとご一緒に作っていきこうという手順を踏もうとしています。この次に条例案をお示ししていきます。生みの苦しみ、努力をしているところです。</p>
<p>№22 【11月26日 小田地区】</p> <p>①今、この時期になって議会基本条例がなぜ必要となったのか。</p> <p>②各議員がバラバラに動いていたものを、基本的なものを条例化しようということか。議員の皆さんが考えたのか。それともどこかでやっていたことを真似したのか。</p>	<p>①議会も市民の目線で活動せねばなりません。議会は何をやっているんだという声が各方面から指摘された事が背景にあります。もう少し早くからやらなければなりませんでした。</p> <p>②姉妹都市である栗山町が先進地であるという事で、視察研修に行ってきましたが、条例を制定する前に行動としてまず、議会報告会を開催しました。骨格づくり、条例制定は、3月までという目標でやってきました。</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>③19人の議員がまとまってやっていくという事で、ただの文章にならないように頑張ってもらいたい。栗山町との関係ということでは、角田市議会は恵まれている。もっと良くなっていくことを研究し、中身を濃くしていこうという動きが良い。全国に発信できるような角田市にして欲しい。</p>	<p>③条例の制定を3月に予定しています。素案を皆さんにお示しし、パブリックコメント等の実施をし、皆さんの意見を聞く機会を設けますのでよろしくをお願いします。骨子(案)ご理解を頂いたという事で、ありがとうございます。</p>
<p>№23 【11月26日 小田地区】 議会基本条例の制定については遅すぎる。議員としての心構えのいろはだと思う。是非早急に取り入れてもらわなければならない。一番最初にあたるのは第9章の議員の政治倫理と規範性だと思うので、今一度見直ししてもらえないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。意識改革も含めて、皆さんとお約束したいというのが条例制定の意思です。</p>
<p>№24 【11月26日 角田地区】 議会基本条例の自由討議とは具体的にどんな内容について話し合うのか。</p>	<p>当局から議案が提案された後に質疑が行われ、討議が必要と思われる議案の討議申し入れが議員から出された場合、表決前の然るべき時期にそれぞれの考えを述べ合う(意見のやり取り)議論を行うことになるが、事前にルールは決めなければなりません。討論は通告制ですが、自由討議は議員間での自由な討議となり原則公開される予定です。</p>
<p>№25 【11月26日 角田地区】 地域ごとの一般市民の声・要望を吸い上げる努力はどんな形で行うのか。</p>	<p>議会報告会を定期的で開催したり、市民団体や各種団体等との意見交換の場としての一般会議、あるいは公聴会も考えています。</p>

(ii) 議会改革に関すること

○議会改革の取組み

角田市議会では、市民の負託に応え得る議会となるため、不断の努力を重ね、議会改革検討委員会が中心となって積極的に議会改革を推進しているところです。

議会改革検討委員会では、これまで「議員定数」や「議員報酬」、「政務調査費」について検討してまいりました。直近の検討結果は、平成22年4月に検討結果を出しております。

また、昨年度は議会改革の一環として「市民の負託に的確に応え、議会のあるべき姿を明確にして市民に信頼される議会を実現すること」を目的とした『角田市議会基本条例』の制定に向け取り組んでまいりました。その主な取り組みは、次のとおりです。

1. 行政課題に対する積極的な委員会の開催

- ① 学校耐震対策調査特別委員会の開催
- ② ごみ処理等対策調査特別委員会の開催
- ③ 第5次長期総合計画基本構想調査特別委員会の開催

2. 議員同士の議論の活性化・・・議員間自由討議の実施

3. 意見交換会の開催・・・「議会報告会」や「一般会議」の開催

4. 政策提言の機能の強化

・・・議会報告会での市民の意見・要望等を一般質問により市長へ政策提言

5. 分かりやすい議会への取組み・・・傍聴者への議案書の閲覧の許可

6. 民意の把握・・・「市民アンケート」や「パブリックコメント」の実施

このように角田市議会は、市民に開かれた議会づくりを推進し、『もっと身近な議会へ・もっと分かりやすい議会』へと進めています。今後とも、議会改革を推進し、真に、市民の負託に応え得る市議会となるよう議員一丸となって全力で取り組んでまいります。

○議会改革に関するご意見・ご質問・ご要望

意見・質問・要望等	当日の回答
№1 【11月22日 藤尾地区】 ①議員定数削減は考えているのか。 ②定数削減の考えは無いという事ですか。市職員も削減されているので、議員も考えて欲しい。	①議員定数と報酬については、議会改革検討委員会で検討しています。今年4月に定数、報酬は現状のままとすることで検討されています。 ②引き続き議会改革検討委員会で検討します。

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>N○2 【11月22日 藤尾地区】</p> <p>①政務調査費 5,000 円では、委員会活動するにあたって、研修や視察等の委員会活動を充実し議会活動に反映させるには少ないのではないですか。</p> <p>②政務調査費はいつできたのですか。</p>	<p>①議会改革検討委員会で検討しています。政策提言する為にも調査研究が必要で増額したいという意見と、財政難の中で現状で良いのはいかという両論があります。</p> <p>②4年ぐらい前からです。それまでは、議員報酬で賄うべきという議会の考えがありましたが、今後、額や在り方について検討します。</p>
<p>N○3 【11月22日 藤尾地区】</p> <p>議員は月、何日くらい出られるのか。</p>	<p>定例会は年4回で100日弱です。その他に委員会や地域での政治活動をしています。</p>
<p>N○4 【11月22日 藤尾地区】</p> <p>①議員の定数19人は多い。</p> <p>②13名ぐらいが良いのでないですか。根拠はありませんが。</p>	<p>①何名ぐらいが良いのかお聞かせください。</p> <p>②参考にさせていただきます。</p>
<p>N○5 【11月22日 角田地区】</p> <p>県議会は質問事項を事前に公表しているが、角田市議会は傍聴の受付にまで行かないと質問内容が分からない。事前に議会の内容や日程・(一般)質問の内容を市民に公開してもらえると興味のある内容の時にだけ傍聴に行けるので(ホームページ公開以外に)情報提供を工夫してほしい。</p>	<p>角田市議会でも同様に、一般質問の開催日と質問項目については、ポスターを作成し、各地区自治センターに掲示しておりますが、PRが足りないようです。今後は、周知方法等を見直し、積極的に情報発信してまいります。</p>
<p>N○6 【11月24日 東根地区】</p> <p>アンケートに定数19名、報酬月額352,000円と書いてあるが、定数を削減して、その分報酬を上げてはどうか。</p>	<p>議会改革検討委員会があるので、市民の皆さんの意見を参考にして検討していきます。また、議員の活動を理解して頂けるよう努めます。</p>
<p>N○7 【11月24日 桜地区】</p> <p>政務調査費は、議員一人あたりいくらなのか。それとも必要に応じて出すのか。</p>	<p>一人月5千円、年間で6万円です。一円単位からすべて領収書を添付して議長宛に報告しております。</p>
<p>N○8 【11月24日 角田地区】</p> <p>議会基本条例制定に向けての意気込みは感じます。しかし政治倫理からすれば塩竈市は人口57,000人で議員18人だから市民3,200人に議員1人、石巻市は議員34人で市民5,</p>	<p>一応議会改革検討委員会では現状維持だが、今後皆さんの意見を聞いてさらに取り組んでいきたいと考えております。</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>800人で議員1人、財政も厳しいがどのように各議員が考えているのか聞かせてほしい。</p>	
<p>№9 【11月25日 北郷地区】 議員定数や議員報酬、適切な政務調査費を考えてもらうための、議員並びに外部から市民も入れた検討委員会は出来ないものか。より一層市民は納得すると思うので。</p>	<p>出来ると思います。なお、議長の諮問機関として議会改革検討委員会（各会派からの5人で構成）があり、たとえば農業委員会の委員議会枠2人分を農業に精通する女性2人をお願いしようとしております。今後のためにも、我々の任期中に議会基本条例をきちっと決めておくことにし、議員定数や報酬は現状通りでいきたいと今年3月に議長へ答申しています。市長が諮問する報酬審議会（各界10人で構成）という組織はあります。</p>
<p>№10 【11月25日 北郷地区】 県議会が期末手当を0.15ヶ月分引き下げたと報道されたが角田市議会はどうなのか。</p>	<p>同様の引き下げを6月の期末手当までさかのぼって引き下げいたします。</p>
<p>№11 【11月26日 角田地区】 角田市議会議員の政務調査費が月5千円だけとは初めて知った。どんなものに使っているのか。これだけで間に合っているのか。</p>	<p>角田の場合、基本的には会派に与えられているので、たとえば先進地のごみ処理施設を視察したりしています。レンタカーやガソリン代などには使っていますが、議員単独での調査や出張には使っていません。できれば調査研究や会報などにも使いたいのですが、なにせ月5千円です。個人に頼まれた調査経費などは自分で出しています。</p>

(iii) 議会報告会に関すること

議会報告会は、平成21年4月からこれまでに年2回、通算で4回開催されました。次の開催要項（抜粋）により実施しています。

1. 開催趣旨について

議会自らが地域に出向き、新年度予算の審議状況や行政情報についての説明責任を果たしながら、議会活動や市政に対する意見、提言などを直接市民からいただくことにより、議会の監視機能及び政策提言機能を強化するため開催するものです。

なお、議会報告会での「議会報告」については、議会において決定した事項とし、議員個々の見解を述べるものとはしないこととする。

2. 開催日時等について

これまで、9地区12会場で開催しています。

3. 班編成及び班構成について

- (1) 6人体制2班及び7人体制1班の3班編成とする。
- (2) 班の構成は、期別、年齢を基準とし、議会運営委員会において協議し決定する。
- (3) 班に班長を置き、構成員の互選によって決定する。

4. 役割分担について

議会報告会に必要な役割は、司会者・報告者・答弁者・記録者などとし、編成された班毎に協議して決定する。

5. 開催方法について

議会報告会の開催は、これまで、「予算・決算等審査報告」、「行政課題の現状報告」、「議会基本条例骨子（案）について」、「地域の現状や課題等についての座談会方式による意見交換」で構成しております。会議時間は各会場2時間以内とする。

6. 周知方法について

- (1) 地区を担当する班の班員が直接行政区長宅を訪問し、議会報告会の開催について当該行政区内の周知方を依頼する。
- (2) 行政区長の文書配達日の際、全世帯に開催チラシを配付する。

7. 結果の公表等について

- (1) 議会報告会において出された意見提言等は、議会報告会終了後、各班長の責任において報告書にまとめ、議長に提出する。
- (2) 報告書は原則として全文を議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表する。
- (3) 報告書は、各地区自治センター、各行政区、図書館、議会事務局等に閲覧用として備えるものとする。

8 その他

- (1) 参加者からの発言は、より多くの方が発言できるよう運営に配慮する。
- (2) 議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い良識をもって対応する。

- (3) 議会報告会終了後は、議会報告会の成果・効果等について全体で反省総括する。
- (4) 参加者から出された執行機関に対する質問・要望等で重要なものは、議長から市長へ文書で報告し、その対応を求める。
- (5) 会場の設営・準備は、議会側で行う。

○議会報告会に関するご意見・ご質問・ご要望

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>N○1 【11月24日 角田地区】 前回、この報告会にでたら市政だよりの財政報告の説明みただったが、今回の話は非常に良い。しかし今回の案内が15日で24日開催では遅すぎる。</p>	<p>チラシは11月1日全戸配布、15日に区長さんに配布しています。</p>
<p>N○2 【11月25日 角田地区】 議会報告会への参加者が少ない点について、どう改善しようとするのか？若い人たちの参加が少ないのは心配である。</p>	<p>どうしたら参加者を増やせるか、毎回悩んでいます。昼の開催がよいか、大字単位に分けてしようかなど、更に考えてまいります。良い案があればご教示お願いしたいと思います。</p>
<p>N○3 【11月25日 角田地区】 議会報告会については、これで良いのではないか。参加人数を増やすためには、別に、具体的なテーマをもって行う、座談会方式（小田の例を示しながら発言）で行うなどの方法も考えてはどうか？</p>	<p>若い人たちとの対話、土日の開催も含めて更に考えてまいります。</p>
<p>N○4 【11月25日 角田地区】 近場の公民館での開催では、30人ほどの参加者があった、効果はあったと思う。それぞれ声かけが大事である。</p>	<p>ご協力ありがとうございます。</p>
<p>N○5 【11月25日 角田地区】 議会報告会について、各地区の団体（青年会など）についての声掛けも大事であろう。</p>	<p>議会報告会のほか、各種団体との情報交換の場として、「一般会議」の開催についても検討しています。</p>
<p>N○6 【11月26日 横倉地区】 議会報告会の参加人数が少ないことは、大変もったいないと思う。例えば、広報車を回すなどして、会場がいっぱいになる方策を考えたらどうか。</p>	<p>議会報告会の案内は1日に全戸配布しました。もったいないと言われましたが、大変ありがたいと思います。まだ、ご案内の仕方に問題があるかと存じます。少しずつ改善・工夫してまいります。今後、年1～2回と定例化していく考えです。</p>

(iv) 議会活動に関すること

○議会活動の範囲の明確化について

角田市議会では、本会議、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会のほか、議会内部の協議や連絡調整のため、議員協議会、全員協議会、各派交渉委員会、議会報編集委員会、正副委員長会議、常任委員会協議会、議会運営委員会小委員会等が開催されています。

これらの活動は、議会における議案の審査や議会運営の充実を図るため、議員が共通の目的をもって行っているものですが、過去には、正規の議会活動は、本会議・委員会等地方自治法に基づくものに限られ、これらの活動は正規の議会活動とは認められていませんでした。

その後、平成20年に地方自治法が改正され、議員が行う議会活動について一層の充実・活性化に資するため、議会は議案の審査や、議会の運営に関する協議・調整を行う場を設置できるものとし、議会活動の範囲を明確にするよう改正されました。

このような背景が、これまで「議員活動が見えない・見えにくい」という、市民の皆様からの批判を受ける一因であったと思われます。今後、角田市議会では、市民理解が得られるよう、また、市民への説明責任が果たせるように、議員活動・議会活動についての情報を積極的に発信し、どんな活動をしているのか解り易くなるように努めてまいります。

○議会活動に関するご意見・ご質問・ご要望

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>№1 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○平成21年4月に枝野区長会として2点お願いをした。1点目は議員自ら市民の代表として市政に一生懸命にやっけて行くということで皆さん活動している。それは評価する。但し、率先垂範という意味ではちょっと足りないんじゃないかと。自ら身を削るといっておかしいけれどそういう姿勢がないと困るよということを申し上げた。その後、議会報告会という形で一歩進んできた。それはそれで一つ前進した。今回で4回目になる。各地区で議会報告会をやって様々なご意見がある。レポートにある通り、それでこれは急いで議員自ら提案して反映させるべきだと、ありましたか。議員からの議案提案ありましたか。</p> <p>○骨子にあるように自覚して活動して行く、是非期待している。実のあるものを期待しています。</p>	<p>○記録というものを各区長さん方に各地区で出たご意見なり、この場で答弁した内容、そして、それを市当局で常任委員会でもんだ訳です。その内容を区長さんを通して回覧、又は、自治センターに置いてあるとか、ということをやっております。実際に議員からの提案という形であったかという部分ですが、例えば私、産業建設常任委員長ですが、ここ何回かやっていて、イノシシ問題、そして農業の館の問題、中心市街地の問題、交流人口対策問題というのが、かなりどの地区からも集中して出てきました。産業建設常任委員会としては、まず先進地を視察して参りました。あわせて産業建設常任委員会の中で、イノシシについては常任委員会副委員長が一般質問をやりました。交流人口と農業の館については常任委員会や協議会でやった後、どうしても結論が出ない場合は長期総合計画の中に具体的に入れ込むというかたちで整理をし</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
	<p>て、今進めているところでございます。最終的に今回先程の長期総合計画審議会を15回ほどやるんですが、この段階で議員発議ということも当然議員提案というんですか、そういうかたちでやって行く計画・段取りで進めております。とにかくここで出た、議会報告会に出た市民の声をいかに来年からの10年間の設計図にその想いを入れるかというのが、議会が市民の皆様から頼られるか頼れないかの瀬戸際だろうというふうな位置付けで考えております。</p>
<p>N o 2 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○結果論だけど、やはり農協と市が合体して話し合っ、本当は作ればよかったと思う。結果論だからしかたないが。</p> <p>○基本的な農業の館の計画がどうだったのか。基本計画、計画が悪いところなる。</p> <p>○いろいろと先進地視察をして、視察先はいいところだったのだからそれを真似てやればいんだけれど。その通りにやらなかったのか。</p> <p>○農業の館のみならず、今から何か作ろうとした場合にはやはりいろいろな所を見て作ったんだろうが、上層部だけで作るからこうなる。素人軍団で。</p> <p>○その背景に、先程説明があった基本条例これも絵に描いた餅にならないようにということと、今、大きな問題としてクリーンセンターを新しく作るよと、それも業者さんの言いなりにならないで、本当にいい施設をやっぱり入れてもらいたい。これはやっぱり議会はチェック機能だと思う。その辺はお願いしたい。やっぱりやってみて農業の館と同じように3年間やってみたら機械止まってしまった。大変な事だ。そのようなことの無いように、くれぐれも基本計画をしっかりとたてていただいて欲しいというの</p>	<p>○農業の館について、結果がこのような状況なので。もう出来たものをどうしようかということなので、知恵を絞って、堆肥として、皆様にいい堆肥になったと言われるような工夫、知恵なり、議会も取り組んで参りたいと思っています。以上このように、枝野地区から強い要望がありました。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>このことについては、「第5次長期総合計画基本構想調査特別委員会」や「産業建設常任委員会」においても、調査研究しているところです。今後、あるべき姿と新たな方向について、市議会としても議員間で討議のうえ、政策提言してまいります。</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>が皆の意見だと思う。</p> <p>○財政難なので、今から新たなものを作られな いかも知れないが作る場合、皆の意見を吸い取 って進めて欲しい。</p> <p>○今度のクリーンセンターは100億円かか る。きちっとしたものを。後悔の無いクリーン センターを作ってもらおうというのが大事。</p>	
<p>№3 【11月22日 枝野地区】</p> <p>○交流のまちをうたっている、国際交流から全 部含めて、議長どうでしたおもてなしの心、グ リーンフィールドに试试看苦労話などお願 いします。</p>	<p>○グリーンフィールドの20周年記念に議会を 代表して参加して、大友市長をはじめ7人で行 って参りました。時間がないので簡単にいいま すと、グリーンフィールドの市長さんを先頭に、 市民あげての交流でした。一番感じたことは交 流協会がしっかりしているということです。(株 ケーヒンが21年前にグリーンフィールドに工 場が出来上がりまして、東京ドーム10個分の 敷地に、現在工場自体が1.5倍、鋳造と加工 と組立と、従業員822名いるんですが日本人 がたった4名でそれをやっている。非常に感激 して来ました。知らない土地に行って(株)ケー ヒンがあそこまで頑張ってそして地元の雇用も十 分クリアしている。デレマー市長さんは、(株)ケ ーヒンにかなり力をいれてます。日本の制度と 違って寄付金というかそういうものも十分頂い ているということでそれを活用している。警察 署長さんとか消防署長さん、弁護士さん、学校 の校長先生など、区長さんの所ではだいぶ受け 入れをしながら苦労なされているなどと思いま す。非常に市民を上げて浸透している。是非帰 ってきた今、担当課長なり市長とも角田市の交 流協会の立ち上げを早急にすべきだと、そして 市民あげての心のもてなしをしながらいろんな 交流をお互いにグリーンフィールドと角田の活 性に結び付けていけたらと思っています</p>
<p>№4 【11月24日 東根地区】</p> <p>多くの自治体で、子ども達に議会について興味</p>	<p>学校の協力を得て、その様なことができるか検</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
<p>を持ってもらうように色々やっているようだが、啓発活動の意味で出前議会や議場解放をしてはどうか。</p>	<p>討します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議場の有効活用については、出前議会のほか、議会基本条例に盛り込もうとしている「一般会議」としてやる方法も考えられます。色々な手法があると思いますが、市当局と協力して、前向きに検討してまいります。</p>
<p>№5 【11月24日 桜地区】 T P P への議会の取り組みは</p>	<p>J A から角田市議会へ絶対反対との陳情書が送られています。近々緊急の宮城県市議会議長会が開かれるので、県内の市議会と歩調を合わせて反対意見書を出すべく角田市議会も準備中です。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>その後、平成22年12月17日に、角田市議会として、「T P P 参加への慎重な対応を求める意見書」を国の関係行政庁に提出しました。</p>
<p>№6 【11月24日 角田地区】 議員は選挙にでたときは、何でも聞くから、何でもやるからとか言っておいて、いざ質問をすると俺は土木担当じゃないからわからないとか言われますが。</p>	<p>すみませんでした。配布書類に担当の常任委員会名を入れて置けばよかったですね。でも今日はそんなことはありませんからどうぞ聞いてください。</p>
<p>№7 【11月25日 北郷地区】 現政権は経験が少なく危機管理などに対応が出来ていない。あのようにならないために角田市議会として経験豊富な市職員の意見や現状認識をどのようにして得ているのか。それとも個々の議員活動だけなのか。</p>	<p>地方議会は議員内閣制ではないので、我々は議員としての働きしか出来ません。通常の議会のほかにも常任委員会を開いて担当職員を呼び質疑応答しています。当局には厳しく迫る部分があれば、自分の所管部分の場合は個人的にも常任委員会経由でもやりとりしています。</p>
<p>№8 【11月25日 角田地区】 これまで議員提案は、どの程度あったか。</p>	<p>国や県への意見書などが主体であった。議員には、予算の伴うものについては提案権がない。当局の提案に対する修正案は可能であり過去にも数件提案している。※災害発生時にコメ農家への利子補給を行おうとする市長提案に対し、上乘せした（もっと高い利子補給の）修正案を提案した実績がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

意見・質問・要望等	当日の回答
	このほか、常任委員会の統廃合の条例改正や議員定数削減の条例改正、議員報酬の削減に係る条例改正を議員提案しております。
<p>№ 9 【11月25日 角田地区】 予算を伴う提案権が無いのであれば、一般質問などで積極的な提案を行ってほしい。(要望)</p>	
<p>№ 10 【11月25日 角田地区】 「角田市をどのようにしたいのか？」という行政の考えが見えないことから、1年前に第2班の皆さんに、各議員はどう考えているのか(会派としても良し、党派でも良し)をお聞きしたい旨の質問をしているが何の回答もない。調査いただきたい。</p>	<p>調査し回答いたします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議会報告会の開催趣旨としては、「議会報告」については議会において決定した事項を市民の皆様へ報告することとし、議員個々の見解を述べるものとはしないこととして実施してまいりましたので、当日回答することはできませんでした。このような質問をいただくということは、市民の皆様からはどんな考えを持って、どんな活動をしているのか見えないからということもあると思います。目に見える活動ができるよう今後努力してまいります。</p>
<p>№ 11 【11月26日 横倉地区】 地区の要望は区長さん中心にやるようです。選挙の時は地区の人を中心に議員を選び、地区の人を選ぶとよく知っているからやってくれるのではないかと。行政に反映してくれるのではないかと考えます。議員は市全体のことをやられるのもいいですが、区長と協力して市民の要望を実現して欲しい。</p>	<p>要望として承ります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員も地区振興協議会の活動等に区民と一緒に取り組んでいます。なお今後とも区長と協力して市民の皆様の要望実現に向けて、努力してまいります。</p>
<p>№ 12 【11月26日 小田地区】 議員・市長と身近に話せる場面があれば良い。傍聴はただ聞くだけだ。市民から見れば、また違った角度からの意見がある。例えば『福祉まつり』を大崎市とかがやっている『産業福祉まつり』と称し、地元の企業の参画も募り、提案型でやってほしい。議員19人が一緒になって、他の市町から客を呼び込むような形にして欲しい。</p>	<p>じかに話す場面は無いが、場という形ではこのように設定しています。地域に出向いて話を伺うようにしています。身近に話し合える場づくりを考えています。市長からの提案を是非するスタイルから、市民の声の集約・政策化していくのが今回の議会基本条例に見られる動きです。</p>

